

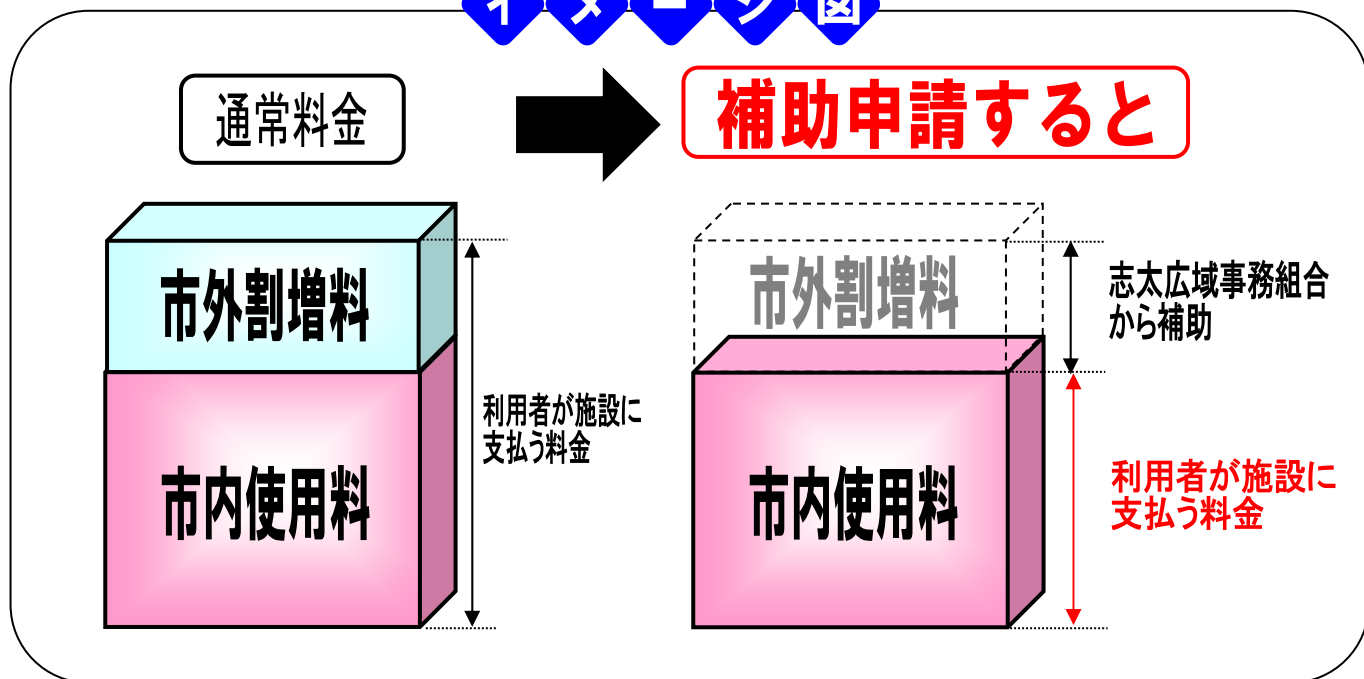
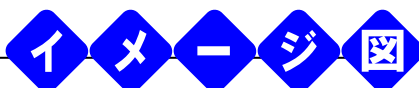


焼津・藤枝市民はお互いの施設を市内料金で使えます!!

志太広域事務組合では、焼津・藤枝の文化・スポーツ施設の相互利用推進事業を実施しています。

焼津・藤枝の市民・事業所の方は、補助申請をしていただくと市外割増料のない市内料金だけで施設を利用できます。

※ただし、商業宣伝用に供する場合は除く



焼津市 | 焼津文化会館、大井川文化会館、総合グラウンド陸上競技場・野球場・テニスコート・総合体育館
漁船員テニスコート、飯淵テニスコート、大井川河川敷運動公園

藤枝市 | 文化センター、市民会館、市民ホールおかべ、生涯学習センター、郷土博物館、文学館
瀬戸谷総合管理センター、朝比奈農村環境改善センター、朝比奈活性化施設、岡部玉露の里
総合運動公園サッカー場・陸上競技場・野球場、市民グラウンドサッカー場・野球場、市民テニスコート
市民体育館、市民岡部体育館、市武道館

※平成28年4月1日現在

※ 対象施設のうち一部施設では補助方法が上記とは異なります。